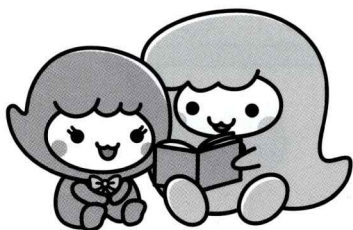


備えよう！ 大切なペットを守るための 災害対策

ある日突然発生する大規模な地震などの災害では、動物も人間と同様に被災します。現在、荒川区には約6,500頭の犬が登録されており、猫は、16,500頭程度の飼育が推計されています。大規模災害発生時には、家屋の倒壊等により負傷または逃げ出す犬猫等の動物が多数発生することが予想され、多くのペットが飼い主とともに避難生活を余儀なくされます。

区では、各関係機関と連携して災害に備えています。ペットの飼い主の皆さんも、いつ起こるかわからない災害に備えて、家族と大切なペットが避難場所まで安全に避難でき、少しでも安心して避難生活を送ることができるように日頃から準備をしておくことが大切です。



荒川区



1 日頃からの災害への備え ～災害発生時に慌てないために～

大地震などの災害時には避難生活を余儀なくされ、災害への恐怖と、急激な生活環境の変化により、人間も動物も大きなストレスを受けます。このため、災害時に備え、日頃からペットのしつけや防災用品の準備などをおこなしましょう。

■住まいの安全（ペット居住スペースの安全確保）

住まいを災害に強くすることは、飼い主だけではなく一緒に住んでいるペットの安全にもつながります。ペットが普段いる場所の周辺の家具等は、地震の時に家具が倒れたり、物が落下しないようにしっかり固定し、窓ガラスには飛散防止対策をしましょう。ペットを水槽飼育している場合は、倒れないよう固定し、飛散防止フィルムを貼るなど壊れないよう留意してください。また、犬などを屋外で飼っている場合の飼育場所は地震の時に破損しやすいブロック塀やガラス窓の側などは避けましょう。災害時にはペットが驚いて逃げ出すことがありますので、首輪や鎖は外れたり切れたりしないか、ケージや囲いに隙間などがいないか、定期的に点検しましょう。

■避難場所・避難経路等の確認

災害が発生し、避難が必要な場合（例、家の倒壊や焼失など）は、自身や家族の安全を第一に考えた上で可能な限りペットと一緒に避難してください。避難時にペットを置いていたり、放したりするといった行動は新たな被害につながる恐れがあります。例えば、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り災害に巻き込まれたり、解き放したペットが人に危害を及ぼしたりするケースなどが考えられます。ペットと速やかに避難できるよう、普段から災害時の家族間の連絡方法、避難場所（一時集合場所・広域避難場所）と避難所の確認、避難経路などを考えておきましょう。そして、実際に動物を連れて避難する場所まで行く訓練をして、所要時間や危険な場所をあらかじめチェックしておきましょう。

■ペット（犬・猫）の個体識別

災害時には、状況によって飼い主とペットが離れ離れになってしまうことが考えられます。はぐれてしまったペットが飼い主の元に戻るようペットにはしっかり身元表示をしましょう。

1 犬の場合

鑑札、狂犬病予防注射済票^{*}、迷子札（飼い主の氏名・連絡先を記入）を首輪などに装着しましょう。

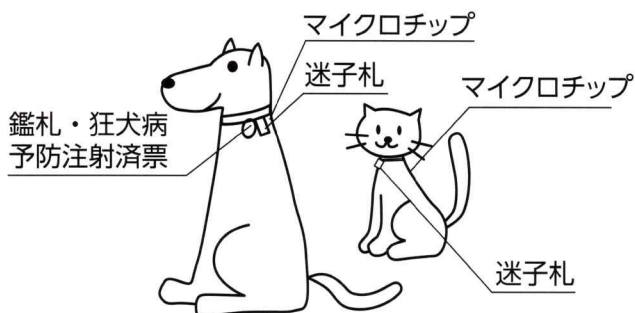
^{*}犬の飼い主は、飼い犬の登録（生涯1回。ただし、住所変更した場合などは届出が必要）を行い、年1回の狂犬病予防注射を必ず受けてください。鑑札と狂犬病予防注射済票の装着は狂犬病予防法で飼い主に義務付けられています。



【鑑札】



【狂犬病予防注射済票】



2 猫の場合

首輪などに迷子札（飼い主の氏名・連絡先を記入）を装着しましょう。猫の首輪は、引っかかりなどの事故を防止するために力が加わると外れるタイプが理想的です。

上記の他にマイクロチップ^{*}を入れるといった二重の対策も有効な方法です。また、飼い主がペットと一緒に写った写真を用意しておけば、ペットを探す手がかりとなるだけでなく、飼い主を特定するときに役立ちます。

※犬・猫の場合、マイクロチップ（直径2mm、長さ8～12mm）は首の後ろの皮下に獣医師が専用注射で挿入します。チップには15桁の数字が記録されており、この番号を専用リーダーで読み取ることで、データベースに登録された飼い主情報と照合できます。一度マイクロチップを挿入すると、半永久的に個体識別が可能となります。ただし、住所や所有者が変更になった場合、登録内容の変更手続きが必要です。（マイクロチップの情報はAIPO【動物ID普及推進会議】）によって管理されています。AIPOとは、（財）日本動物愛護協会、（社）日本動物福祉協会、（社）日本愛玩動物協会、（社）日本獣医師会によって構成される組織です。）

■ペット（犬・猫）のしつけと健康管理

動物の避難場所での生活では、見ず知らずの多くの人やペットたちと一緒に生活することになります。人もペットもお互いがストレスを感じずに過ごすために、日頃から飼い主がきちんとペットをコントロールできるように基本的なしつけをしておくほか、健康管理にも気を配ってください。

1 犬・猫のしつけ

【犬の場合】

- 「待て」「お座り」「おいで」などの基本的な号令に従う
- 不必要に吠えない（またはやめさせることができる）
- ケージの中に入ることを嫌がらない
- 他人や他の動物（犬猫）を怖がったり攻撃的にならない
- 決められた場所での排泄ができる
- 環境の変化に対応できる

※出来ないことはあきらめずに教え、やり方がわからない場合は専門家に相談しましょう。また、しつけができた場合はしておきましょう。



【猫の場合】

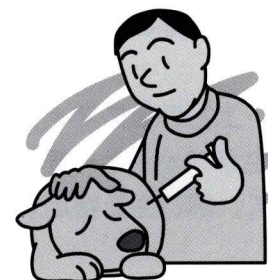
- ケージやキャリーバッグの中に入ることを嫌がらない
 - 他人や他の動物を怖がらない
 - 猫用トイレでの排泄ができる
- ※出来ないことはあきらめずに教え、やり方がわからない場合は専門家に相談しましょう。また、しつけができた場合はしておきましょう。



2 健康管理

【犬の場合】

- 狂犬病予防注射と各種ワクチン接種
- 犬フィラリア症の予防
- ノミ・ダニ等、寄生虫の予防・駆除
- 日頃からブラッシングやシャンプーなどをし、体を清潔に保つ



【猫の場合】

- 各種ワクチン接種
- ノミ・ダニ等、寄生虫の予防・駆除
- 日頃からブラッシングやシャンプーなどをし、体を清潔に保つ

■ペット用防災用品等の確保

災害時には、ペット用品が手に入りにくくなるため、必要な物は平常時から必ず用意しておきましょう。ペット用の防災用品は、ペットの命や健康に関わる物を優先的に準備し、緊急時にすぐに持ち出せる場所に保管しておくことも大切です。

- ペットフードと水（5日分以上）、食器
- 常備薬（病気治療中の場合は、服用中の薬）、療法食、特別食（アレルギー対応や高齢動物用のペットフードなどは手に入りにくいので多めに【1ヶ月分】）
- 首輪（胴輪）、リード（引き綱）※使っているものの他に用意
- 飼い主やペットの情報（飼い主の連絡先やペットの写真など）
- 健康記録（ワクチン接種状況、既往症、健康状態【治療中の場合は服用中の薬、治療内容や検査結果などが確認できるもの】、かかりつけの動物病院など）
- トイレ用品（ペットシート、猫砂、新聞紙、ビニール袋、消臭剤など）
- ケージ、キャリーバッグ
- その他（ガムテープ、タオル、ブラシ、おもちゃ、ウエットティッシュなど）



※準備できた用品はしておきましょう。

2 ペットの避難

犬や猫などのペットは、飼い主の方にとっては家族と同様の大切な存在です。災害発生時に避難が必要な場合は、まず、飼い主はペットと最寄りの避難場所へ同行避難※してください。ペットの避難については、被災した飼い主の精神的な支えとなることから、また動物愛護や衛生面、危険防止の観点からも十分な対応が必要となります。



※同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

■対象動物

避難の対象は、原則として犬や猫、小動物(例:小鳥等)など一般的なペットです。猛獣や爬虫類、両生類、魚類、昆虫などは対象外となりますので、ご注意ください。こうしたペットを飼育されている方は、一時的に預かってもらえるような友人・親戚を普段から探しておきましょう。

■避難施設・避難方法

災害により、自宅での居住が困難な場合は、避難所で一定の期間生活を送ることになります。荒川区では、災害時にペットが避難する方法として、以下の3パターンを想定しています。被災の状況やペットの状態により、飼い主自身で判断し、行動してください。

1 避難所(37か所)での生活

区は、学校など区内37か所の公共施設に避難所(一次避難所)を開設します。ペットとの避難を希望する方は、ペットを自身で避難所に連れてきてください。ペットと避難する飼い主の方は、避難所において、動物が嫌い又は苦手な方がいることやアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない方がいることに配慮し、このような避難者に不安感や不快感を与えないように充分注意してください。

○避難所へ受入れ不可能なペットについて

避難させるペットが皮膚病や感染症を発症しているなど、明らかに他の動物に感染する可能性がある場合は、原則として避難所等での受け入れをお断りします。また、飼い犬については、畜犬登録や狂犬病予防注射を毎年接種(病気等で接種できない場合を除く)している犬に限り受入れます。

○ペットの生活スペース

多くの避難者が生活しているスペース内にペットの生活スペースを用意することは困難です。原則として、避難者が生活するスペースとペットの生活スペースは分けて用意します。校庭などで風雨がしのげ、避難者の生活空間と分離できるスペースを飼育場所として指定する予定です。ペットはケージに入れる、もしくは繋ぎ止めにより飼育し、避難者の生活スペースに入らないようにご協力ください。

○ペットの世話

給餌や排泄物の処理などペットの世話は原則飼い主自身が行います。各避難所には、ペットの飼い主を中心とした(仮称)動物管理部会が設置されます。各避難所の運営は避難所運営委員会が行いますが、(仮称)動物管理部会は、予め定めた飼育ルールに基づき、動物ボランティアや避難者と共同でペットの世話をを行います。

○治療および健康相談

荒川区獣医師会の協力を得て、災害による負傷や体調を壊した動物に対して、巡回による治療や健康状況の確認、相談などを行います。また、動物の状況をみながら動物救護センターへ移送し治療を行います。状況に応じて、被災地外へも移送します。

2 避難施設【動物救護センター（荒川自然公園内）】（1か所）への避難

動物救護センターは、被災した動物の治療や保護をするための拠点です。負傷や避難所の生活になじまないなどのペットや、飼い主がわからなくなってしまったペットを保護します。

○センターの役割

- (1)災害時に負傷した動物の治療（各避難所での巡回治療含む）
- (2)動物の保護
- (3)動物の健康に関する相談窓口
- (4)必要に応じて被災していない地域への動物の移送
- (5)飼い主が不明、または飼い主の負傷などの事情により飼養できなくなった動物の新しい飼い主探し
- (6)関係団体、動物ボランティアとの調整
- (7)動物関係救援物資の集配
- (8)保護、治療動物の記録に関すること
- (9)その他、被災した動物に関すること



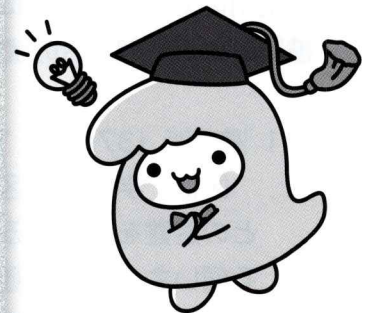
○設置場所

荒川自然公園（主に交通園）

- (1)動物ケージ収納場所：交通園自転車等置き場
- (2)獣医師、動物愛護団体、動物ボランティアの宿泊所：運動施設受付棟
- (3)獣医師、動物愛護団体等の活動拠点：交通園管理棟
- (4)犬などの運動用スペース：交通園園路

○設置期間

動物救護センターの設置期間は、発災後1週間から1か月程度の予定です。なお、やむを得ずセンターの設置を継続する場合は、施設規模を最小限に縮小し区内の他施設へ移転する計画となっています。

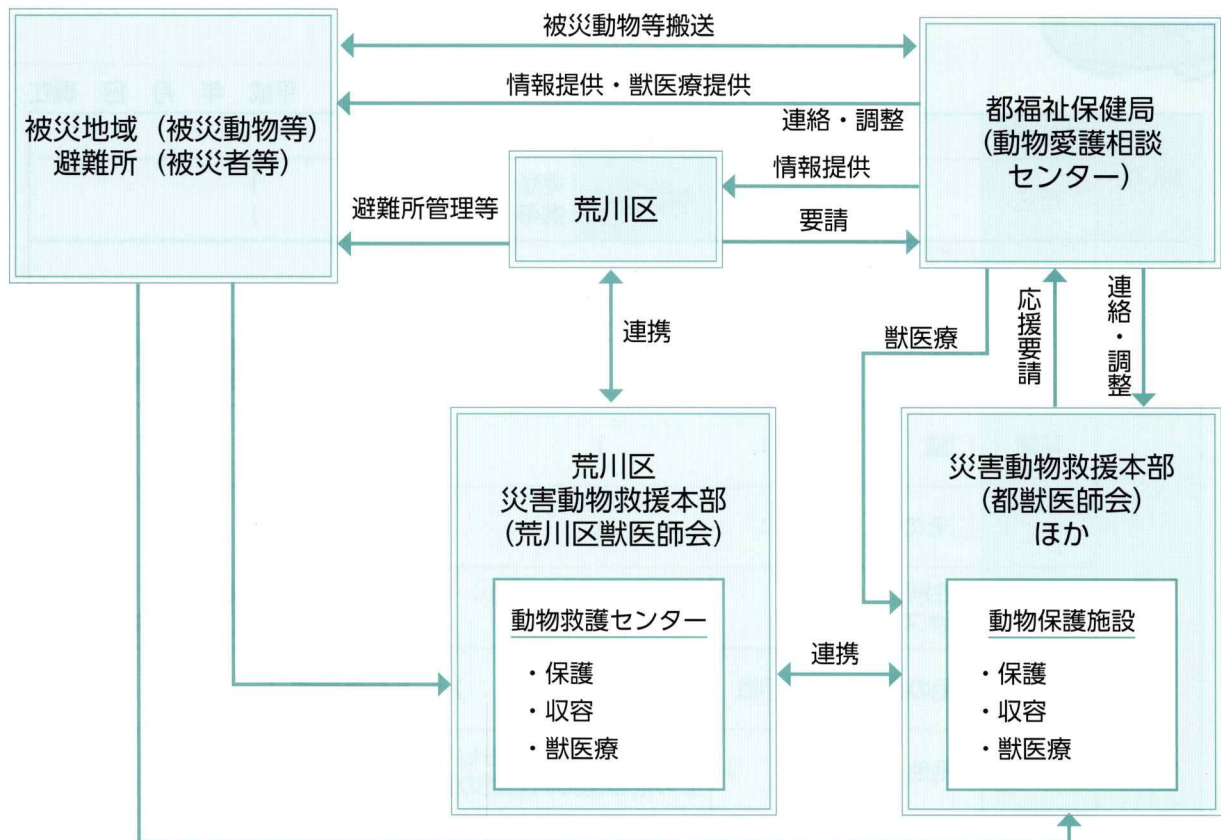


3 留守番避難

災害時、避難所には様々な避難者が集まります。阪神大震災や東日本大震災など過去の事例では、動物が苦手な方とのトラブルや、ペットのしつけ不足が原因のトラブルが発生したこともあります。また、集団での生活になじめず、ストレスになり、体調を崩す動物もいます。このため、自宅や飼育小屋が無事で引き続き飼育が可能である場合、飼い主は、一度ペットと同行避難した後で、二次災害などの危険性が無く安全が確保された場合限り、ペットを住み慣れた自宅や飼育小屋に戻して飼い主だけで避難することも検討してください。日常のエサや水やり、トイレなどの手入れは、飼い主が安全を確認しながら責任を持って行ってください。

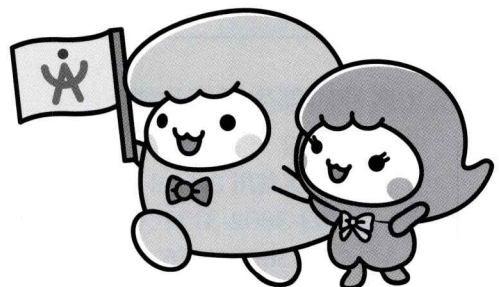
なお、留守番避難を希望される方は、避難所または動物救護センターの係員やボランティアなどに届け出てください。外部からの応援体制が整い、ペットフードなどの救援物資が届いた際に、配布の対象になりますので、必ず手続きをしてください。また、必要に応じて巡回による健康診断や相談などにも応じる予定となっています。

3 災害時における動物保護



- 1 飼い主と離れてしまったり、逃げ出してしまった動物については、区が設置する動物救護センターへ保護し、必要な治療等を行います。
- 2 動物の治療・保護については、区が、東京都、荒川区獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と連携して行います。
- 3 動物の保護に必要な資材や応援人員、動物の搬送等の支援要請を区から東京都等関係機関に行います。
- 4 被災動物の状況、飼育管理の方法、疾病の予防等必要な情報について、区が広報を行います。

※平成 21 年 5 月 27 日に区と東京都獣医師会城北支部
荒川区獣医師会は、「災害時における動物救護活動に
関する協定」を締結しています。





ペット記録シート



平成 年 月 日 現在

| | | | | | | | |
|--|------|--|--------|---|--------|---|--|
| 飼い主 | フリガナ | | | 住所 | | | |
| | 氏名 | | | 電話番号 | 電話 () | 携帯 () | |
| ペット | 名前 | | | | | | |
| | 種類 | <input type="checkbox"/> 犬 | (種類:) | 鑑札 <input type="checkbox"/> 有 () | 年度 () | <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | <input type="checkbox"/> 猫 | (種類:) | 注射済票 <input type="checkbox"/> 有 () | 年度 () | <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | <input type="checkbox"/> その他 | (種類:) | | | | |
| | 特徴 | ・性別 <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス | | ・首輪 <input type="checkbox"/> 有 (色:) <input type="checkbox"/> 無 ・迷子札 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | ・体格 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小 | |
| | | ・毛の長さ <input type="checkbox"/> 長 <input type="checkbox"/> 短 | | ・年齢 () | | ・その他特徴 () | |
| | | ・毛色 () | | ※不妊・去勢手術もしくは その他繁殖抑制処置の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | |
| | 身体状態 | <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | |
| | その他 | かかりつけの動物病院名 | | | ☎ | 獣医師名 | |
| | | 住所 | | | | 病名など | |
| ・ワクチン接種 (種類:) | | 接種時期 | | 年) | | | |
| ・フィラリア予防 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | ・ノミ、ダニ駆除 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | | | |
| ・マイクロチップ <input type="checkbox"/> 有 (識別番号:) | | <input type="checkbox"/> 無 | | | | | |
| 避難所 | 名称 | | | | | | |
| | 所在地 | 荒川区 | | | | | |

荒川区健康部生活衛生課
 〒116-8502
 東京都荒川区荒川 2-11-1
 電話：03-3802-3111 (内線 421・422)
 FAX：03-3806-2976
 平成 26 年 9 月 発行
 登録 (26) 0030 号

MEMO